

医科点数表第2章第10部手術通則の5及び6

(歯科点数表第2章第9部の通則4を含む)に掲げる手術の実施状況

(令和5年1月1日～令和5年12月31日)

*区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	13 件
イ	黄斑下手術等	0 件
ウ	鼓室形成手術等	21 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	1 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	104 件

*区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	10 件
イ	水頭症手術等	22 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	1 件
エ	尿道形成手術等	0 件
オ	角膜移植術	0 件
カ	肝切除術等	17 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	8 件

*区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	1 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	3 件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	1 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	2 件
キ	同種死体腎移植術等	0 件

*区分4に分類される手術

675 件

*その他の区分

ア	人工関節置換術	117 件
イ	乳児外科施設基準対象手術	2 件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	69 件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む) 及び体外循環を要する手術	51 件
オ	経皮的冠動脈形成術	78 件
	急性心筋梗塞に対するもの	8 件
	不安定狭心症に対するもの	6 件
	その他のもの	64 件
	経皮的冠動脈粥腫切除術	1 件
	経皮的冠動脈ステント留置術	145 件
	急性心筋梗塞に対するもの	29 件
	不安定狭心症に対するもの	24 件
その他のもの	92 件	